

# 第 1 回 温 海 地 域 審 議 会 次 第

日 時 平成18年2月14日 (火)  
午後1時30分  
場 所 温海庁舎 大会議室

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 合併後の状況について
6. 説 明
  - (1) 地域審議会の概要について
  - (2) 新市建設計画の概要について
7. 協 議
  - (1) 今後の運営について
  - (2) その他
8. そ の 他
9. 閉 会

## 資 料 一 覧

1. 温海地域審議会委員名簿 .....	2
2. 合併後の状況について .....	3
3. 地域審議会について .....	5
4. 地域審議会の設置に関する協議書 .....	6
5. 合併後の概況（旧南庄内合併協議会委員会議配布資料） .....	別紙
6. 建設計画の主要事業について .....	別冊
7. 新市建設計画 .....	別冊

## 温海地域審議会委員名簿

(五十音順)

所 属 団 体 役 職 名	17年度	18年度	備 考
山形県漁業協同組合念珠関総括支所支 所長	安 藤 良 博	安 藤 良 博	
温海消防団団長	伊 藤 欣 司	伊 藤 欣 司	
温海地域青年団体連絡協議会副会長	伊 藤 貢	五十嵐 博	5月中旬総会 で代表交代
旧南庄内合併協議会委員 (山形県漁業協同組合常務理事)	齋 藤 金 一	齋 藤 金 一	
温海町女性団体連絡会議会長 ⇒温海地域女性団体連絡協議会副会長	齋 藤 幸 子	本 間 紀 枝 子	新会長は 本間やよい
温海地域自治会長会副会長	佐々木 勘 司	佐々木 勘 司	
温海体育協会会長	佐々木 眞 人	佐々木 眞 人	
温海地区民生児童委員協議会会長	佐 藤 一 喜	佐 藤 一 喜	
旧南庄内合併協議会委員(団体職員)	佐 藤 喜 久 子	佐 藤 喜 久 子	
温海町森林組合代表理事組合長	佐 藤 重 夫	佐 藤 重 夫	副会長
温海町PTA連合会会長 ⇒鶴岡市PTA連合会副会長 (温海ブロック代表)	野 尻 善 喜	本 今 長 志 野 久 良	山戸小 温海小
温海町商工会会長	藤 谷 隆	藤 谷 隆	5/16総会で名 称変更予定
温海町観光協会会長	本 間 儀 左 衛 門	本 間 儀 左 衛 門	
元温海町教育委員会委員	本 間 紀 美 子	本 間 紀 美 子	
まちづくり会議「爽」チーフマネー ジャー	本 間 栄	本 間 栄	
温海地区老人クラブ連合会会長	本 間 健 彦	五十嵐 時 雄	
温海地域自治会長会会長	本 間 文 夫	本 間 文 夫	会長
庄内たがわ農業協同組合温海基幹支所 支所長	本 間 元 幸	本 間 元 幸	
女性センター運営委員会委員	本 間 や よ い	本 間 や よ い	
社会福祉協議会理事	三 浦 仁	三 浦 仁	

※任期2年(平成18年2月1日～平成20年1月31日)・交代委員は残任期間

## 合併後の状況について

合併後4ヶ月余が経過したところですが、温海地域では特に問題もなくスムーズに行政運営が進められています。

### 1. 合併後の業務の状況

#### (1) 窓口業務

合併により住民票申請、戸籍申請や各種証明書の発行が、本所及び各庁舎でできるようになりました。この結果、温海地域の市民が本所で発行を受けた件数は10月88件、11月83件、12月62件で、3ヶ月合計で233件となっています。

また、他4庁舎すべてで発行を受けており、その件数は3ヶ月で24件となっています。

一方、温海庁舎で発行した本所及び他庁舎分は、10月16件、11月20件、12月12件の合計48件となっており、利便性の向上が伺われます。

#### (2) 健診業務

総合健康診査事業として「人間ドック」の受診年齢が、これまで41歳から5年ごとの節目年齢のみでありましたが、合併により40歳以上すべての方が対象となったことにより、平成18年度の受診申し込みでは、前年度の約2倍にあたる843名の申し込みがあり、市民の健康増進がより一層図られると思います。

#### (3) 広報業務

市全体の広報を見ることができるようになり、各地域で行われている行事などを広く知ることができ、各地域のいろいろな催事、活動に参加できるようになりました。

#### (4) 教育業務

生涯学習・学校教育・社会教育・社会体育すべての面において、広報等により多くの情報が入ることなどにともない、学習機会や交流の場、芸術文化に接する機会も増えています。

具体的には、「アートフォーラム」において、田川児童生徒図画作品展などで温海地域の子どもの作品が展示されるなど、子ども達の励みとなるほか、他地域の作品にもふれることにより一体感の醸成にもつながっています。

また、これまで公立の図書館を持たない温海地域に、市立図書館温海分館が設置され、分館を介しての本館などからの本の貸出し及び返却が可能となり、これまで13人（57冊）が利用しています。

スポーツ面においては、「温海チーム」として、市の駅伝大会にも参加することができ、交流も深まっています。

#### （5）組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が行われています。また、管理部門を中心に新市で一元化された事務については、業務執行に支障が出ないような体制がとられています。

なお、議会・監査事務局については本所に一元化され、会計・選挙・農業委員会等一部の事務が残るものについては、庁舎に分室を設置しています。

## 2. 市民からの問合せの状況

合併直後、住所表示の変更についての問合せがあった、合併に伴う問合わせについては、現在はほとんどありません。

総合相談室には、自治会並びに市民から、市長との懇談会の開催を要望する声が寄せられています。

## 地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

### 1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
  - ・ 新市建設計画の変更に関する事項
  - ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - ・ その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

### 2 組 織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
  - (ア) 公共的団体等を代表する者
  - (イ) 学識経験者の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織       | (2) 農林漁業団体   | (3) 商工観光団体   |
| (4) 福祉、医療団体    | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織     | (9) NPO法人等   |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡榎引町の区域 榎引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の



決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

# 建設計画の主要事業について

## 1. 主要事業の基本的考え方

先の構成7市町村の枠組みでの建設計画は、それぞれの議会の議決を経た振興（総合）計画・実施計画を最大限尊重し、地域特性にも配慮しながら、また、県との協議を踏まえ策定しました。

この建設計画には、新市の施策を実現するために必要となる主な事業を計画しており、主要事業は想定される主な事業の具体的な事業として、構成市町村からの提案を受け纏めたものです。

新たに6市町村を枠組みとする協議会で策定する新市建設計画は、これまで協議を重ねてきた建設計画の基本方針や施策に基本的な変更が生ずるものでないことから、主要事業についても従前、提案あった事業を継承することとします。

なお、主要事業は、将来に向けて固定したものではなく、新市の総合計画や実施計画との整合性の検討や、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズに対処して、ここに掲げられていない新たな事業にも弾力的に対応するなど、より良く新市のまちづくりが推進されるように努める方針も前回と同様とします。

また、事業内容及び実施年度や事業費、特例債などの合併支援措置を含む財源手当などについても、新市において適切な検討と運用に努めるものです。

## 2. 事業の選定

### ①対象事業

対象事業は、同様に構成市町村を事業主体とする1事業1千万円以上とし、県営事業負担金や経年による更新需要、維持修繕的なものは含まないものとします。

### ②事業種別

#### 特定事業の設定

新市建設計画(案)の基本目標の実現に向けた公共投資のうち、中枢機能の拡充や新市地域が一体となった広域連携により、産業の発展や住民福祉の維持、向上、安全安心な地域づくりを進めるために必要な事業とします。

## 市町村個別事業の設定

新市において、継続して取り組まなければならない現市町村の事業とします。

## 3. 事業費

事業費枠については、財政計画期間中の投資額770億円のうち、特定事業費枠と市町村個別事業費枠を605億円とします。

他はここに掲げられていないものの、新市として重要性が認められる新規事業の提案や臨時的事業、及び県営事業負担金、小規模事業に対応する事業費枠とします。

### ①特定事業

別紙の通り、22事業、208億円とします。

### ②市町村個別事業

事業費枠605億円より特定事業費208億円を控除した397億円とし、個別事業は別紙の通りとします。

### ③特例債を活用する対象事業

財政計画上は、建設事業に充当する特例債を約350億円（事業費枠370億円）計上していますが、対象とする事業は、新市において国・県との具体的な協議、審査を受け決定されます。しかしながら、財政上有利であることから積極的な活用に努めます。

# 新市主要事業一覧

## V 新市の施策

### 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

#### (1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

##### ○庄内地方拠点都市地域基本計画の推進

- ・北部サイエンスパーク整備事業 (鶴)
- ・鶴岡文化学術交流スポット地区整備事業 (鶴)

##### ○中心市街地の活性化

##### ○駅前周辺地区の整備

- ・(仮称)地域創造センター整備事業 (鶴)
- ・藤島駅周辺開発事業 (藤)

#### (2) 交通ネットワークの整備

##### ○都市計画街路の整備

- ・都市計画街路藤島駅上藤島線整備事業 (藤)

他

##### ○市道の整備

- ・稲荷外内島線道路改良事業 (鶴)
- ・渡前荒俣線道路整備事業 (藤)
- ・町屋小増川線道路整備事業 (羽)
- ・上山添三千刈線改良整備事業 (櫛)
- ・東岩本越中山線道路改良事業 (朝)
- ・克雪対策小規模村道改良事業 (朝)
- ・大磯宮田線改良舗装事業 (温)
- ・くらしのみちゾーン整備事業 (温)

他

##### ○橋梁整備事業

- ・黒川橋補修事業 (櫛)
- ・本郷橋橋梁整備事業 (朝)
- ・岩川橋主桁補修補強事業 (温)

他

#### (3) 生活環境基盤の整備

##### ○公園緑地の整備

- ・小真木原公園整備事業(駐車場舗装整備) (鶴)
- ・鶴岡公園、大山公園、赤川河川緑地、街区公園整備事業 (鶴)
- ・歴史公園(旧東田川郡役所周辺)、ふじ公園整備事業 (藤)
- ・総合運動公園整備事業 (櫛)
- ・(下水道施設、パークゴルフコート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット) (櫛)
- ・湯温海地区公園整備事業 (温)

##### ○良好な住宅地・公営住宅の整備事業

- ・市営住宅新営改良事業 (鶴)
- ・公営住宅整備事業 (藤)
- ・温海地区区画整理関連事業 (温)

##### ○克雪対策事業の推進

他

##### ○公共下水道事業

##### ○水道施設の整備

##### ○農山漁村の生活環境の整備

- ・「ふじの里地区」農村総合整備事業 (藤)
- ・朝日村南部地区農村振興総合整備事業 (朝)
- ・集落排水事業
- ・合併処理浄化槽事業

## 新市主要事業一覧

<b>(4) 情報基盤の整備</b>	
○地域情報化の推進	
・地域情報化推進光ケーブル整備事業	(温)
○ケーブルテレビ施設の拡充整備	
・ケーブルテレビジョン高度化事業	(櫛)
・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	(朝)
<b>2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり</b>	
<b>(1) 学校教育の充実</b>	
○学校施設の整備充実	
・鶴岡第二中学校改築事業	(鶴)
・小学校改修・改築事業	(鶴)
・羽黒中学校改築事業	(羽)
・櫛引南小学校改築整備事業、櫛引中学校施設(グラウンド)整備事業	(櫛)
・朝日中学校改築事業	(朝)
・小学校耐震補強事業	(朝)
・大網小学校体育館屋根、大泉小学校プール改修事業	(朝)
・温海小学校大規模改修事業	(温)
・鼠ヶ関小学校、福栄小学校改築事業	(温)
○センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実	
○スクールバスの運行充実	
<b>(2) 高等教育・研究機能の拡充</b>	
○産学連携基盤施設の整備	
・北部サイエンスパーク整備事業	(鶴)
<b>3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大</b>	
<b>(1) 地域文化の振興</b>	
○歴史的建造物等の保存と活用の促進	
・歴史的建造物保存整備事業	(鶴)
・国指定史跡「松ヶ岡開墾場」修復事業	(羽)
・埋蔵文化財調査及び史跡公園(丸岡城趾)整備事業	(櫛)
○文化活動の中核施設等の整備	
・藤沢周平文学館、文化施設駐車場整備事業	(鶴)
・水上野外ステージ整備事業	(櫛)
・体育文化施設整備事業	(温)
○郷土資料・文化研究基盤の整備	
・郷土資料館(基盤)整備事業	(鶴)
<b>(2) 自然環境の保全と活用</b>	
○自然学習交流施設の整備事業	
・庄内自然博物館整備事業	(鶴)
・交流促進事業(クラインガルテン滞在型施設整備)	(藤)
・あさひ自然体験施設整備事業	(朝)
・林業総合センター整備事業	(温)
<b>(3) 国際交流の推進</b>	

## 新市主要事業一覧

<b>4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出</b>	
(1) 農林水産業の振興	
○中山間地域の特性を生かした農業の育成	
○水田農業の再編	
・朝日村南部地区農村振興総合整備事業	(朝)
○複合経営の推進と生産・流通体制の確立	
・自然エネルギー(雪室)利活用事業	(羽)
○水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開	
・由良地区ふれあい交流施設建設	(鶴)
・赤川あゆ築場整備事業	(櫛)
○内水面漁業の振興	
○広域及び一般農道の整備	
・団体営町屋蛸井地区農道整備事業	(羽)
樹園地農道等整備事業	(羽)
・農道整備事業	(櫛)
○林道・作業道など林業生産基盤の整備	
・三瀬矢引線開設事業	(鶴)
・ふるさと林道緊急整備事業	(朝)
・林道八方峰線開設事業	(温)
○漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備	
・三瀬漁港整備事業	(鶴)
沿岸漁場整備開発事業	(鶴)
・小岩川漁港防波堤改良事業	(温)
(2) 商工業の振興	
○バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進	
・藤島東部地区開発事業	(藤)
(3) 観光の振興	
○広域観光ルートの整備	
○体験型観光・グリーンツーリズムの推進	
・たらのきだ이스キー場整備事業	(櫛)
○観光施設等の整備	
・ぼっぼの湯周辺開発及び温泉掘削事業	(藤)
・観光交流施設整備事業	(羽)
映画村交流基盤整備事業	(羽)
・観光施設整備事業	(櫛)
・道の駅「しゃりん」施設整備事業	(温)
○温泉地の魅力を高める施設の整備	
・湯温海地区公園整備事業	(温)
○出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進	
・手向11号線(アクセス道)駐車場周辺整備	(羽)
月山八合目レストハウス整備事業	(羽)
門前町景観整備事業	(羽)
<b>5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築</b>	
(1) 良好なコミュニティの形成	
○地域コミュニティ施設等の整備充実	
・コミュニティセンター施設整備事業	(鶴)

## 新市主要事業一覧

<b>6</b>	<b>安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり</b>	
	(1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実	
	○健康づくり中核的拠点施設の整備	
	・総合保健福祉センター整備事業	(鶴)
	・ふじの里健康福祉施設(健康管理センター)整備事業	(藤)
	○健康増進施設の整備	
	・鶴岡市湯野浜上区公衆浴場建替え事業	(鶴)
	・かたくり温泉ぼんぼ大規模改修事業	(朝)
	(2) 地域福祉の充実	
	○総合的な福祉支援機能の配置と拠点機能の整備	
	・総合保健福祉センター整備事業(6-(1)再掲)	(鶴)
	・ふじの里健康福祉施設(地域交流センター(仮称))整備事業	(藤)
	(3) 高齢者福祉・障害者福祉の充実	
	○介護予防の推進	
	・介護予防事業拠点施設整備事業	(櫛)
	○老人福祉施設の整備	
	・福祉施設整備事業	(鶴)
	・ふじの里健康福祉施設(ふじの花荘増床)整備事業	(藤)
	○障害者福祉施設の整備	
	・福祉施設整備事業(再掲)	(鶴)
	(4) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進	
	○保育所等児童福祉施設の整備事業	
	・北部保育園、由良保育園増改築工事	(鶴)
	・西部わんぱく公園事業	(羽)
	・統合保育園建設事業	(温)
<b>7</b>	<b>安全な地域づくりと資源循環型社会の実現</b>	
	(1) 防災、消防などの安全な地域づくり	
	○防災行政無線システムの構築	
	・防災行政無線再構築事業	
	○消防施設・設備の充実	
	・消防庁舎移転新築事業	(鶴)
	・消防施設整備事業(防火水槽、ポンプ自動車)	(朝)
	○消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成	
	○救急体制の充実	
	○防犯及び交通安全運動の推進	
	・明るいまちづくり街路灯整備事業	(羽)
	○除雪機械等の整備	
	・除雪機械格納庫整備事業	(羽)、(櫛)
	(2) 循環型社会づくりの推進	
	・資源循環型農業推進事業	(藤)

## 新市主要事業一覧

### 8. 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

#### (1) 生涯学習の推進

##### ○社会教育施設の整備充実

- ・農村環境改善センター改修事業 (藤)
- ・林業総合センター整備事業 (温)

##### ○新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

- ・図書館整備事業、図書館サービスネットワーク構築事業 (鶴)

#### (2) スポーツ・レクリエーションの振興

##### ○スポーツ施設の整備充実

- ・小真木原陸上競技場整備事業 (鶴)
- ・体育施設夜間照明設備整備事業 (鶴)
- ・市民プール幼児プール設置事業 (鶴)
- ・ふれあいと躍動の広場整備事業 (藤)
- ・ベースボールパーク整備事業 (羽)
- ・合宿施設整備事業(合宿施設、イベント広場) (櫛)
- ・総合運動公園整備事業 (櫛)
- ・(パークゴルフ(兼グラントゴルフ)コート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット) (櫛)
- ・朝日村民運動場夜間照明整備事業 (朝)
- ・体育文化施設整備事業 (温)

### VII 公共施設の適正配置と整備

- ・斎場改修事業 (鶴)



# 建設計画で取り扱う主要事業集計表

## 特定事業

章・項	事業名	計画年度内事業費 (百万円)	事業概要
1①、2②	北部サイエンスパーク整備事業	2,460	先端科学研究都市として地域の自立を図るため、バイオサイエンスにおいて世界最先端の研究を行っている慶應義塾大学先端生命科学研究所・バイオラボ棟隣接地（鶴岡市北部拠点地区）に産学が共同で利用できるバイオ関連の共同研究・起業化支援施設を整備し、サイエンスパーク構想を推進する。
1 ①	地域創造センター整備事業	866	新市の知的活力の向上を図るため、鶴岡駅前のポテンシャルを高度に活用し、既に開設されているネットワークコミセン、起業家育成施設に加え、新たな公共施設機能を導入整備する。
1 ④	ケーブルテレビジョン高度化事業	800	情報通信サービスの格差是正に向け、関係機関と連携しながら情報通信基盤の整備を進めるとともに、既存のケーブルテレビについては地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し設備等の拡充整備を図る。これと関連して朝日村と温海町については、地域の実情に応じ光ケーブル等の情報通信網の整備を図る。
1 ④	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	920	
1 ④	地域情報化推進光ケーブル整備事業	400	
3 ①	藤沢周平文学館整備事業	1,000	作家藤沢周平の業績の紹介と藤沢文学を育んだ庄内の風土を発信する拠点施設の整備。
3 ②	庄内自然博物館整備事業	1,000	大山都沢地内の高館山や大山下池周辺の豊かな自然資源を活用した自然学習・地域間交流の拠点施設の整備。
3②、8①	林業総合センター整備事業	35	中山間地域における交流拠点施設としての基幹的集会施設の大規模改修。
4 ②	藤島東部地区開発事業	479	商工業の活性化を促進するための国道345号東側の開発整備。
4 ③	観光交流施設整備事業	300	霊峰月山の山麓に広がる月山高原牧場（ハーモニーパーク）の施設の再整備を図るとともに、景観にマッチした看板の設置や観光スポットとなる駐車場を確保し、観光拠点施設としての整備を行う。
4 ③	道の駅「しゃりん」施設整備事業	224	日本海国土軸を形成する一般国道7号の「道の駅」として、観光や交流の拠点ともなる温海町の「しゃりん」の複合機能施設の設備改修を図り、新市の情報発信を行う。

章・項	事業名	計画年度 内事業費 (百万円)	事業概要
6①、②	総合保健福祉センター建設整備事業	2,935	新市全体における健康・福祉施策を総合的に展開するため、保健センター機能と福祉機能を併せ持つ中核拠点施設を整備し、各地域の施設や藤島町に計画されている健康福祉施設などをネットワークで結び、サービス均衡と高位平準化を図る。
6 ①	ふじの里健康福祉施設整備事業	343	
7 ①	消防庁舎移転新築事業	3,212	拡大した新市域に適切に対応し市民の生命や財産を守るために、広域的な消防や救急救命活動の拠点施設を山形自動車道・鶴岡インターチェンジ至近地区に移転新築整備
7 ①	防災行政無線再構築事業	760	大規模災害時等に災害情報を瞬時に捉え伝達することにより、被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを実現するために、全市域で災害情報を一元管理できる防災行政無線を再構築する。
8 ①	図書館整備事業	2,940	新市市民の多様な学習活動の中核施設として、図書資料などの整備充実を図った新図書館の建設と、各町村の図書館、図書室を結ぶネットワークを構築することにより、学習活動の基盤整備を行う。
8②、1③	小真木原公園整備事業	189	スポーツ・レクリエーションの振興を図るには、拠点施設の充実整備と誰もが気軽に利用できる地域拠点施設を整備することが重要なため、機能が集積されている小真木原公園の拡充整備と羽黒町に既存施設と連携しながら多目的な活用ができる野球場施設を整備し、また、地域拠点として藤島町の町民体育館改修とテニスコートの人工芝設置及び夜間照明の増設整備や、櫛引町の総合運動公園体育施設の合宿施設、イベント広場整備、朝日村の運動施設整備、温海町の体育文化施設を整備し、環境を整える。
8 ②	ふれあいと躍動の広場整備事業	68	
8 ②	合宿施設整備事業	150	
8 ②	朝日村民運動場整備事業	46	
8②、3①	体育文化施設整備事業	500	
8 ②	ベースボールパーク整備事業	1,200	
合計	22 事業	20,827	

1) 章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。

☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。